

平成二十四年政令第八十五号

内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第七号の四の規定に基づき、この政令を制定する。

附則

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

附則（平成二十六年五月二十六日政令第一八四号）

この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

附則（平成三〇年五月七日政令第一六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年五月十一日）から施行する。